




## 企業の新たな取り組みを支援します

市内中小企業などが新たに取るデジタル化や人材確保、また中心市街地への新規出店に要する費用を補助します。

補助金ごとに、下記以外に条件や対象期間を設けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

受付開始日 5月15日(水)

補助金名	補助対象者	補助上限額 (補助率)	補助対象	ホームページ
中小企業等デジタル化促進補助金	市内に事業所を有する中小企業など	20万円 (50%)	デジタル技術を活用した販路改革、経営管理の改革、デジタル人材の育成につながる取り組みにかかる経費など (例: ECサイト作成、キャッシュレスシステムの導入、経理・会計・人事管理システムの導入など)	
人材確保支援事業費補助金	市内に正規雇用の求職者を勤務させる事業所を有する企業など	20万円 (50%)	正規雇用者を安定的に確保するために実施する事業 (例: 就職情報サイトなどへの求人情報の掲載費、合同企業説明会などへの出展費など)	
空き店舗等活用補助金	中心市街地における空き店舗などへ新たに新築し、営業する個人または中小企業など	100万円 (50%)	中心市街地における空き店舗などへ新たに店舗を出店するためにかかる初期費用や改修費など	

商工観光課 ☎・☎(582)1131 FAX(582)6947

## 国民年金 こんな時は忘れずに届け出を

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。次のような場合は、下記へ届け出てください(代理人が手続きする場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要)。



届け出が必要な時	届け出に必要なもの	
会社を退職した時 第2号被保険者→第1号被保険者	退職日の分かる書類(退職証明書、離職票、資格喪失証明書など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)</li> <li>基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や基礎年金番号通知書など)</li> </ul>
配偶者の扶養から外れた時(配偶者の退職、被扶養者の収入増、離婚など) 第3号被保険者→第1号被保険者	扶養から外れた日の分かる書類(扶養喪失証明書など) ※離婚の場合は、離婚日の分かる戸籍の書類なども必要	

- 第1号被保険者…自営業者、アルバイト、無職、学生など
- 第2号被保険者…厚生年金に加入している会社員、公務員など
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者



日本年金機構  
ホームページ

☎・日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220  
 ・国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(583)9738